

## 新生児聴覚検査費の助成事業のご案内

稲美町では、生後6カ月までに受けられた新生児聴覚検査に要した費用の一部を助成します。検査の目的や方法などを理解していただき、検査を受けられることをお勧めします。

### 新生児聴覚検査とは

生まれつき聞こえ（聴覚）に問題がある赤ちゃんは、1,000人に1～2人と言われています。早期に発見し、適切な治療・支援をしてあげることが、赤ちゃんの心とことばの発達のためにとても大切です。



**【検査対象】** 令和3年4月1日以降に出生した赤ちゃんで、新生児聴覚検査時に稲美町に住所を有する生後6カ月までの赤ちゃん

**【検査時期】** 生後間もない時期（入院中）に出生医療機関で実施します。  
※出生医療機関で聴覚検査を実施していない場合は、こども課育児支援係までお問い合わせください。

**【助成内容】** 自動ABR（自動聴性脳幹反応検査） 5,500円（上限）  
OAE（耳音響放射検査） 2,000円（上限）

**【助成券の交付】** 母子健康手帳交付時に「新生児聴覚検査費助成券」を交付します。  
令和3年3月31日以前に妊娠届出書を提出した人については、県内協力医療機関で検査実施時に配布します。

**【助成方法】** 県内協力医療機関で聴覚検査を受けた場合  
①助成券と母子健康手帳を協力医療機関に提出します。  
②1回の受診にかかる費用が、助成限度額を超えた場合は自己負担となりますので、医療機関で支払ってください。

県内協力医療機関以外で聴覚検査を受けた場合  
①検査費用を自己負担し、医療機関で領収書をもってください。  
②こども課育児支援係で、新生児聴覚検査費の支給請求をしてください。  
（※請求の有効期間は、生後6カ月以内です）

- （請求に必要なもの）
- ・母子健康手帳及び検査結果がわかるもの
  - ・領収書（原本）
  - ・印かん（朱肉を使うもの）
  - ・振込先のわかるもの
  - ・未使用の助成券

③町で内容を確認し、支給決定します。

**【問合せ先】** こども課 育児支援係 ☎492-9155 FAX492-8030



## ●4月の保健行事●

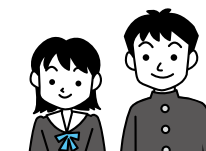
行事名	対象	とき	ところ	もってくるもの
4カ月児健診	令和2年12月生まれの乳児	6日(火)	総合福祉会館	母子健康手帳・問診票
10カ月児健診	令和2年6月生まれの乳児	20日(火)		
1歳6カ月児健診	令和元年9月生まれの幼児	9日(金)		
3歳児健診	平成29年11月生まれの幼児	23日(金)		

問合せ先 こども課 育児支援係 ☎492-9155

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4カ月児健診、10カ月児健診を個別健診に変更して実施しておりましたが、4月より集団健診を再開します。実施にあたっては、手洗いやマスク着用の徹底、会場の消毒などの感染症防止対策を行います。

## 母子家庭等子女奨学金を支給します

母子・父子家庭または生活保護家庭などのお子さんに奨学金を支給します。  
**対象** 学校教育法に規定する高校などに修学している子どもの扶養義務者  
**申請方法** 申請書を5月31日(月)までに、こども課へ提出してください。  
(昨年申請された人も、毎年申請が必要です)



なお、次のような場合は母子家庭等子女奨学金の支給はできません。  
①申請者と同一世帯全員の所得の合計金額(令和2年中)が350万円以上であるとき  
②稲美町奨学金を受けるようになったとき  
**問合せ先** こども課 児童福祉係 ☎492-9155

区分	支給額(月額)		支給期間
	公立	私立	
高等学校	9,000円		支給開始の月から正規の課程を修了する月までとします。ただし、支給期間は、36月(通信制・定時制48月)を限度とします。
高等専門学校	9,000円		高校在学期間に相当する36月を限度とします。
専修学校(高等課程)	9,000円		支給開始の月から正規の課程を修了する月までとします。ただし、支給期間は、36月を限度とします。

## 稲美町 産後ケア事業 をご利用ください!

出産後に、家族などから家事や育児の支援が受けられず、健康面や育児に不安があるお母さんを対象に、出産後のお母さんと赤ちゃんの新生活を支援するため、「産後ケア事業」を実施しています。  
令和3年4月から、利用いただける期間が産後1年以内になりました。  
ひとりりで悩まず、気軽にご相談ください。

### 利用対象(下記のすべてに該当する人)

- \*稲美町に住居登録がある、産後1年以内のお母さんと赤ちゃん
- \*家族などから家事や育児などの十分な支援が受けられない場合
- \*お母さんが健康面や育児に対して不安などがある場合
- ※医療行為が必要な人は利用できません。

例えば・・・  
産後、体力が十分に回復していない  
赤ちゃんの成長が心配  
授乳に困っている  
日中、赤ちゃんを二人きりで不安  
沐浴に自信がない など

### ケアの内容

- \*お母さんの心身の健康管理と生活に関する相談
- \*乳房のケアや相談
- \*赤ちゃんの発育や発達、栄養方法の確認
- \*沐浴や授乳などの育児に関する相談、指導 など



### 利用できるサービスの種類・料金・期間など

種類	利用料	双生児の場合は( )の料金となります			利用できる期間
		一般世帯	町民税非課税世帯	生活保護世帯	
宿泊サービス	1日	3,750円(4,350円)	2,500円(2,900円)	1,250円	それぞれ 7日以内
通所サービス	1日	2,250円(2,700円)	1,500円(1,800円)	750円	
	半日	1,500円(1,800円)	1,000円(1,200円)	0円	
訪問サービス	1回	1,500円	1,000円	0円	

※実施機関により別途必要経費がある場合は、実費負担となります。  
※宿泊サービス、通所サービス(1日)は、食事の提供があります。

**利用できる施設** 加古川市・高砂市の協力医療機関、神戸市・加西市の協力助産院  
**相談窓口・問合せ先** こども課 育児支援係「すくすく子育てサポートセンター」 ☎492-9154